

東京高等裁判所第14民事部（裁判長裁判官 太田晃詳、裁判官 石村智、裁判官 加本牧子）

令和7年5月28日午後2時判決言渡 101号法廷

令和6年(ネ)第453号 国家賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所令和3年
5 (ワ)第23302号)

判 決 要 旨

控訴人兼被控訴人	国（控訴人国）
同	東京都（控訴人都）
被控訴人兼控訴人	大川原化工機株式会社（被控訴人会社）
10 同	大川原正明（被控訴人大川原）
同	島田順司（被控訴人島田）
同	相嶋■■■■（被控訴人■■■■）
同	相嶋■■■■（被控訴人■■■■）
同	相嶋■■■■（被控訴人■■■■）

第1 主文

1 原判決を次のとおり変更する。

- (1) 控訴人国は、被控訴人会社に対し、控訴人都と連帯して、1億4909万
3907円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の
20 割合による金員を支払え。
- (2) 控訴人都は、被控訴人会社に対し、1億5145万5196円及びこれに
対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員（ただ
し、1億4909万3907円及びこれに対する令和3年9月29日から支
払済みまで年3%の割合による金員の限度で控訴人国と連帯して）を支払え。
- 25 (3) 控訴人国は、被控訴人大川原に対し、控訴人都と連帯して、215万円及
びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金
員を支払え。

(4) 控訴人都は、被控訴人大川原に対し、248万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員（ただし、215万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員の限度で控訴人国と連帯して）を支払え。

5 (5) 控訴人国は、被控訴人島田に対し、控訴人都と連帯して、462万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(6) 控訴人都は、被控訴人島田に対し、550万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員（ただし462万円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員の限度で控訴人国と連帯して）を支払え。

10 (7) 控訴人国は、被控訴人[]に対し、控訴人都と連帯して、300万5080円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

15 (8) 控訴人都は、被控訴人[]に対し、328万5080円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員（ただし、300万5080円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員の限度で控訴人国と連帯して）を支払え。

(9) 控訴人国は、被控訴人[]及び被控訴人[]に対し、控訴人都と連帯して、
20 それぞれ150万7540円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(10) 控訴人都は、被控訴人[]及び被控訴人[]に対し、それぞれ164万2540円及びこれに対する令和3年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員（ただし、150万7540円及びこれに対する令和3年9月
25 29日から支払済みまで年3%の割合による金員の限度で控訴人国と連帯して）を支払え。

(11) 被控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

- 2 控訴人らの控訴（被控訴人会社に対する控訴を除く。）をいずれも棄却する。
- 3 被控訴人会社の控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを3分し、その2を控訴人らの負担とし、その余を被控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人会社が経済産業大臣の許可を受けずに噴霧乾燥器を2回にわたり輸出したことが犯罪事実とされた刑事事件（第1事件の輸出先は中華人民共和国であり、第2事件の輸出先は大韓民国であった。）について、被控訴人らが、警視庁所属の警察官による被控訴人大川原、同島田及び亡相嶋静夫（被控訴人大川原ら3名）の逮捕、被控訴人島田の取調べ等、並びに検察官による被控訴人大川原ら3名の勾留請求、被控訴人大川原ら3名及び被控訴人会社に対する公訴提起がいずれも違法なものであるなどと主張して、控訴人らに対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めた事案である。

被控訴人大川原は、被控訴人会社の代表取締役であり、同島田は、元取締役である。亡相嶋は、元顧問であり、勾留中に病気が判明し、勾留執行停止決定を受けて入院治療を受けていたが、亡くなった。公訴提起後、公判担当の検察官は、本件各噴霧乾燥器が輸出規制の対象となる器械であることの立証が困難であるとして、公訴の取消しを申し立て、上記各刑事事件は、公訴棄却により終局した。

原審は、被控訴人らの請求を一部認容したところ、控訴人ら及び被控訴人らがそれぞれ敗訴部分を不服として控訴した。

- 2 本件当時の関係法令の定め概要は、以下のとおりである。

- (1) 外為法は、48条1項の定める特定の種類の貨物であって政令で定めるものについて許可を受けずに輸出をした者を犯罪構成要件として規定し（69条の6第2項2号）、外為法の委任を受けた輸出令は、規制対象貨物として

「噴霧乾燥器」を定める。本件省令2条の2第2項5号の2は、規制対象となる噴霧乾燥器の仕様についての要件を規定している。本件では、そのうち同号ハの要件（定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの、本件要件ハ）の該当性が問題となっている。噴霧乾燥器が規制対象とされ、本件要件ハが設けられたのは、平成25年10月施行の政省令改正によってである（本件政省令改正）。

(2) 本件省令2条の2第1項2号は、輸出令の委任を受けて、規制の対象となる軍用の細菌製剤の原料として用いられる細菌として、腸管出血性大腸菌（O157等）、ペスト菌、野兔病菌等を列挙している。

3 公安部は、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」は、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」と解釈すべきであるとした。そして、噴霧乾燥器については、付属の乾燥用ヒーターによる乾熱で内部を温める方法により本件省令2条の2第1項2号に列挙された細菌のうちいずれか1種類でも死滅させることができれば、「内部の殺菌をすることができるもの」に該当するとの解釈（本件要件ハ捜査機関解釈）を採った。

公安部は、この解釈を前提とした上で、①大腸菌は乾熱で90℃以上を2時間保てば死滅させることができるとの有識者による実験結果、②本件各噴霧乾燥器は付属のヒーターによって装置内部を110℃以上に保つことができるとの温度測定実験結果等から、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当すると結論付けた。

4 争点

本件では、責任原因としては、警察官による本件各逮捕の違法性（ア）、検察官による本件各勾留請求・本件各公訴提起の違法性（イ）並びに警察官による被控訴人島田に対する取調べ及び弁解録取の違法性（ウ）が争われているところ、上記ア、イについては、本件各噴霧乾燥器が「殺菌」性能を有

し輸出規制対象貨物に該当すること及び本件要件ハの「殺菌」の解釈について、各行為時における警察官、検察官の判断の合理性が問題とされている。

そして、本件各噴霧乾燥器の性能に関しては、最低温箇所の特定の可否の点などが争われ、「殺菌」の解釈に関しては、乾熱の方法による殺菌も含まれるか、本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の1種類でも殺菌することができれば足りるか、噴霧乾燥器に曝露防止のための構造を備えていることを要するかが争われた。

第3 判断の要旨

1 本件各逮捕の違法性について

(1) 最低温箇所の特定に係る捜査について

公安部は、本件各噴霧乾燥器の乾熱による殺菌性能を調べるため、噴霧乾燥器の取扱業者からの聴取内容を踏まえて最低温箇所の候補を絞った上、被控訴人会社製の噴霧乾燥器の温度測定実験を実施し、本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所は「バグフィルタの下部」、本件噴霧乾燥器2内部の最低温箇所は「ダクト内」と特定し、各箇所の測定温度及びそれを維持できる時間が大腸菌等を死滅させるに足りるものであるとして本件要件ハ該当性を肯定し、被控訴人大川原ら3名の逮捕に及んだ。

しかし、実際の最低温箇所は上記各所と異なり、第1事件逮捕を受けて被控訴人会社において実施した温度測定実験によれば、本件各噴霧乾燥器の内部である「乾燥室測定口」については、最高温度がそれぞれ53℃、59.2℃にしか上がらないことが判明している。

この点については、第1事件逮捕前の平成30年12月から平成31年1月頃の被控訴人会社の従業員らに対する任意での取調べにおいて、被控訴人会社製の噴霧乾燥器には袋小路になっていて熱風が通らない部分があるという理由を述べた上で、測定口を含めて温度が上がらないと考えられる箇所を指摘した者が複数名いたほか、亡相嶋も、取調べにおいて、噴霧乾燥器に

は乾燥室等の測定口部分を含めて温度が上がらない場所があると述べていた。このような取調状況は、捜査を指揮していた警部にまで報告され、公安部内で情報共有されていた。そして、上記指摘された場所には、公安部が温度測定実験の際に最低温箇所の候補として特定した場所と重なり合わない箇所が含まれていたところ、亡相嶋や被控訴人会社の従業員は、自社製品である噴霧乾燥器の構造を詳しく把握していると考えられたのに対し、上記最低温箇所の候補とされた場所は、公安部が他の噴霧乾燥器メーカー等に一般的な噴霧乾燥器の図面を示して聴き取った理論上の推測にすぎなかったから、亡相嶋らの供述において指摘された温度の上がない箇所については、それが最低温箇所に当たらないのかどうかを確認するための再度の温度測定実験等の追加捜査を行う必要性があり、それが困難な状況であったともいい難い。

以上によると、公安部は、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所について、通常要求される追加捜査を実施しなかったものであり、追加捜査を実施していれば、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当しないことを明らかにする証拠を得ることができた。したがって、本件各噴霧乾燥器が輸出規制対象貨物に当たるとして、被控訴人会社及び被控訴人大川原ら3名に相当の嫌疑があるとした公安部の判断には、客観的に合理的な根拠が欠如していた。

(2) 本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことの合理性について

関係法令上「殺菌」の意義を具体的に明確にする規定はないから、その意味内容を確定するには本件政省令改正の経緯、趣旨から合理的に判断するよりほかはないところ、これを検討すると、本件要件ハの「殺菌」の解釈についての捜査機関解釈を採用することは相当ではない。

本件政省令改正の趣旨は、AG（生物化学兵器の拡散防止を目的とする国際輸出管理レジームであるオーストラリア・グループの略称である。）において新たに国際的な規制の対象となった噴霧乾燥器を外為法の輸出規制の対象となる貨物として追加することにあつたことなどからすると、本件要件ハについても、AG合意で定められた内容に従って解釈するのが合理的であ

る。そうすると、本件要件ハの「殺菌」とは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊することを意味し、空焚き等の物理的な方法により微生物の感染能力を破壊することは含まないと解するのが相当である。また、「殺菌」の対象微生物を1種類の細菌に限定することはAG合意の趣旨にそぐわず、この点について明確な議論がされていないのに1種類の微生物でも死滅させることができれば足りると解釈するのは改正の趣旨に合致しない。

AGの合意は、それ自体がAG参加国に対して法的拘束力を持つものではないが、AG合意の内容より厳格な規制を定めたと解すべき法的根拠は見出し難く、より広範な対象を規制する趣旨の改正であったとするのは、国民の予測可能性を害し、罪刑法定主義との関係からも疑義がある。なお、経産省の通達（本件通達）は文言上殺菌についても物理的方法による場合を含むと読めないではないが、本件通達がAG合意と異なる解釈を新たに示したと解するのは相当ではない。

そして、公安部は、強制捜査前の経産省との打合せにおいて、経産省の担当者が、当初、「殺菌」につき捜査機関解釈を採用することについて一貫して否定的であり、その理由として、殺菌について国内法令上明確な定義がないことや日本だけがAGに参加している他国に比して厳しい規制を施す解釈を採る合理的理由が見当たらないことなど相当具体的に詳細な内容が指摘されており、したがって、本件噴霧乾燥器1の規制対象貨物該当性についても消極的であったことを認識していた。その後経産省の方針が変更され、捜査機関解釈を採用する可能性が肯定されたが、そうであるからといって、捜査機関解釈の合理性が客観的に説明できる状況になったものともいえず、公安部が捜査機関解釈を前提として本件各逮捕を行ったことの合理性を肯定することはできない。公安部が捜査機関解釈を採ったことがおよそ不合理とまではいえないが、上記経緯を踏まえると、これは本件各逮捕が合理性を有していたかどうかの判断に影響を与える重要な事情である。

(3) 本件各逮捕の違法性について

司法警察員による通常逮捕については、逮捕の時点で現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して、上記逮捕の判断をする上において、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであるにもかかわらず、あえて逮捕を行ったと認め得る場合には、国家賠償法1条1項の適用上違法との評価を受ける（最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367頁、最高裁平成8年3月8日第二小法廷判決・民集50巻3号408頁参照）。

上記(1)及び(2)のとおり、公安部の判断には、最低温箇所について通常要求される追加捜査を実施しなかった点に加えて、本件要件ハの解釈について合理性を欠く解釈を採り、これについて経産省の担当課の部署からその問題点について指摘を受けながら解釈の合理性について再考することなくこれを前提として逮捕に踏み切った点において、犯罪の嫌疑の成立に係る判断に基本的な問題があった。本件の捜査期間は長期に及んでおり、捜査方針を再考する機会は十分にあった。以上の点に鑑みると、本件各逮捕については、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであるというべきであり、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

2 被控訴人島田に対する取調べ及び弁解録取書作成の違法性について

(1) 任意取調べについて

ア 任意捜査の一環としての取調べは、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において許容される（最高裁昭和59年2月29日第二小法廷判決・刑集38巻3号479頁参照）。被疑者の自由な意思決定を阻害する態様で行われた取調べは、任意捜査として許容される範囲を逸脱したものとして、国家賠償法上も違法の評価を受けるというべきである。

イ 被控訴人島田の取調べを担当した警察官は、被控訴人島田に本件要件

5 ハの「殺菌」の解釈をあえて誤解させた上で、熱風で菌を殺菌できることは業界の常識でそのことは当然分かっていたのに、亡相嶋の身勝手な該非判定の下、被控訴人会社において非該当等と判断し被控訴人島田においてもこれに賛同したなどと本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」性能を有していることを認める趣旨の供述調書に署名指印するよう仕向けたと認められるのであって、このような取調べは、犯罪成否のポイントとなる本件要件ハの解釈について偽計的な説明をした結果、明確に理由を付して犯罪の故意を否認する趣旨を述べていた被控訴人島田の供述について、その重要な弁解を封じて調書に記載せず、かえって犯罪事実を認めるかのような供述内容に誘導したものであって、社会通念上相当と認められる方法ないし態様を明らかに逸脱したものと認められ、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を免れない。

10 (2) 第1事件逮捕後の弁解録取書作成について

15 公安部の警察官は、被控訴人島田の弁解録取書を作成するに当たり、被控訴人島田の指摘に沿った修正をしたように装い、実際には被控訴人島田が発言していない内容を記載した本件弁解録取書2を作成し、同被控訴人に署名指印をさせたことが認められる。このような警察官の行動は、偽計的な方法を用いて、被控訴人島田が了解していないばかりか、その真意と異なる捜査機関側の見立てに沿った内容の記載をした弁解録取書に署名指印をさせるものであって、被控訴人島田の自由な意思決定を阻害することが明らかな態様による弁解録取手続をしたものといわざるを得ず、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を免れない。

20 3 第1事件勾留請求の違法性について

25 第1事件勾留請求を担当した検察官において、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所を「バグフィルタ下部」と特定し、本件噴霧乾燥器1は空焚きの方法によって機器内の特定の1種類以上の有害な細菌を全て死滅させることが可能であると判断したことについて、公安部から送付されてきた証拠関係を前提にすれば、

必ずしも不合理な判断であったとまではいえないことなどに鑑みると、第1事件勾留請求が違法であるということとはできない。

4 第1事件公訴提起の違法性について

(1) 公訴提起の違法性については、公訴提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案しても合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑がなかった場合には、同公訴提起は国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである（最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決・民集43巻6号664頁参照）。

(2) 最低温箇所の特定について

本件各公訴提起を担当した検察官（以下、単に「担当検察官」ともいう。）は、第1事件公訴提起前の時点で、他の検察官による取調べにおいて、被控訴人会社製の噴霧乾燥器には温度が上がりにくい箇所があると指摘する被控訴人会社の従業員らの供述状況について報告を受けていた。その供述内容は、ダクトや測定口などのパイプになっている箇所は熱風が通らない吹き溜まりになるため一番温度が上がりにくいこと、最低温箇所の温度は50～60℃くらいだと思うため、被控訴人会社製の噴霧乾燥器では殺菌はできないことを述べるものであり、温度が上がりにくい理由を説明した上で、測定口等の具体的箇所を指摘するものなどが含まれていた。従業員らの被控訴人会社における職務経験から、いずれも被控訴人会社製の噴霧乾燥器の構造等を熟知していると考えられたことからすると、公安部の温度測定実験の結果は、上記供述内容を排斥するには十分でなく、指摘された箇所と公安部による本件噴霧乾燥器1の温度測定実験の測定箇所とが重なり合わないことも、本件噴霧乾燥器1の写真や図面を示して従業員らに確認するなどの方法により、容易に把握することが可能であった。そうすると、従業員らの指摘は、公安部による本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定方法及び結果に疑問を抱かせるものであって、有罪立証をするためには検証することが当然に必要な捜査であった。その上で、弁護人が公判前整理手続中に証拠申出した再実験の結果

報告書によれば、本件噴霧乾燥器 1 の乾燥室測定口の最高温度は、大腸菌、ペスト菌及び野兔病菌の死滅温度に全く到達しないこと、弁護人の再実験を受け検察官が再度実験を行ったものの、有罪立証が困難と判断して公訴取消しに至ったことも踏まえると、再度の温度測定を行っていれば、本件噴霧乾燥器 1 の一部の箇所は細菌を死滅させるに至らないことは容易に把握することができたといえる。

そうすると、担当検察官が通常要求される捜査を遂行すれば、本件噴霧乾燥器 1 が本件要件ハに該当しないことの証拠を得ることができたといえるから、被控訴人会社及び被控訴人大川原ら 3 名に有罪と認められる嫌疑があると判断した担当検察官の判断は、合理的な根拠を欠いていたといえる。

(3) 本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことの合理性について

担当検察官は、令和 2 年 3 月下旬の時点では、弁護人から、本件要件ハ捜査機関解釈が AG 合意の内容と異なることについて疑問を伝えられており、捜査機関解釈について疑念を持つに足りる状況にあった。さらに、担当検察官は、公安部の警察官から、業界他社においても噴霧乾燥器が非該当であるとして対応していたとみられると聞いていた上、本件要件ハの解釈について、輸出管理規制を所掌する経産省の解釈に変遷があり、その変遷に十分合理性のある説明がなかったことも、前任の検察官に確認等すれば判明したものとみられる。法令解釈は最終的に裁判において決定されるものであり、捜査機関解釈を採用することがおよそ不合理であったとまではいえないとしても、その解釈を維持することについては疑念が残る状況であり、これを前提に公訴を提起するかどうかについては、なお、慎重に判断するのが適切であったというべきである。

(4) 第 1 事件公訴提起の違法性について

担当検察官が、最低温箇所について通常要求される捜査を遂行すれば、本件噴霧乾燥器 1 が本件要件ハの規制対象に当たらないことの証拠を得ることができたといえるから、被控訴人会社及び被控訴人大川原ら 3 名に有罪と

認められる嫌疑があると判断した同検察官の判断は合理的な根拠を欠いていた。そして、第1事件公訴提起に際して本件要件ハ捜査機関解釈を維持することの相当性についても疑念が残る状況であった。そうすると、第1事件の公訴事実については、合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑がなかった場合に該当するというべきである。したがって、第1事件公訴提起は、
5 国家賠償法1条1項の適用上違法である。

5 第2事件勾留請求及び第2事件公訴提起の違法性について

本件噴霧乾燥器2についても、本件噴霧乾燥器1と同様に、乾燥室内に温度や圧力を測定するための測定口がある点で構造は類似していることからすれば、
10 本件噴霧乾燥器2が本件要件ハの規制対象に当たるかを明らかにする上では、測定口等の温度の検証を行うことが当然に必要であった。その上で、この点に関する捜査を遂げていれば、本件噴霧乾燥器2に関しても、乾燥室測定口の部分の温度が、細菌を死滅させるに至らず、本件要件ハの規制対象に当たらないことは容易に把握できたはずである。また、担当検察官が第2事件勾留請求及び
15 第2事件公訴提起に際して本件要件ハ捜査機関解釈を維持することの相当性についても疑念が残る状況であったことは第1事件公訴提起時の状況と同様である。

そうすると、第2事件勾留請求に際して、担当検察官が被控訴人会社及び被控訴人大川原ら3名につき犯罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある
20 旨判断したことについては合理的な根拠がないことが明らかであり、第2事件公訴提起についても、公訴事実について合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑がなかった場合に該当する。したがって、第2事件勾留請求及び第2事件公訴提起は、いずれも国家賠償法1条1項の適用上違法である。

6 被控訴人らの損害について

25 被控訴人らの損害として認められる項目及び金額は、以下のとおりである。

(1) 被控訴人会社

ア 信用毀損による損害

1000万0000円

イ 被控訴人会社が要した実験費用 2073万5843円

ウ 刑事弁護費用 6300万0000円

エ 被控訴人大川原ら3名に支払った報酬

控訴人国 4185万8064円

控訴人都 4401万9353円

オ 小計

控訴人国 1億3559万3907円

控訴人都 1億3775万5196円

カ 本件訴訟の弁護士費用

控訴人国 1350万0000円

控訴人都 1370万0000円

キ 小括

控訴人国 1億4909万3907円

控訴人都 1億5145万5196円

以上によれば、被控訴人会社に対し、控訴人国は1億4909万3907円の損害賠償義務を、控訴人都は1億5145万5196円の損害賠償義務を負う（控訴人らの債務は、控訴人国の賠償額の限度での連帯債務である。以下同じ）。

(2) 被控訴人大川原

ア 経済的損害 240万0000円

イ 慰謝料 控訴人国 370万0000円

控訴人都 400万0000円

ウ 刑事補償法に基づく補償金（以下「刑事補償」という。）の控除後の損害額

控訴人国 195万0000円

控訴人都 225万0000円

エ 本件訴訟の弁護士費用

控訴人国 20万0000円

控訴人都 23万0000円

オ 小括

控訴人国 215万0000円

控訴人都 248万0000円

以上によれば、被控訴人大川原に対し、控訴人国は215万円の損害賠償義務を、控訴人都是248万円の損害賠償義務を負う。

(3) 被控訴人島田

ア	経済的損害	465万0000円
イ	慰謝料	控訴人国370万0000円 控訴人都是450万0000円
ウ	刑事補償の控除後の損害額	控訴人国420万0000円 控訴人都是500万0000円
エ	本件訴訟の弁護士費用	控訴人国42万0000円 控訴人都是50万0000円
オ	小括	控訴人国462万0000円 控訴人都是550万0000円

以上によれば、被控訴人島田に対し、控訴人国は462万円の損害賠償義務を、控訴人都是550万円の損害賠償義務を負う。

(4) 被控訴人■■■■、被控訴人■■■■及び被控訴人■■■■

ア	亡相嶋の経済的損害	194万5161円
イ	亡相嶋の慰謝料	控訴人国450万0000円 控訴人都是500万0000円
ウ	刑事補償の控除後の損害額	控訴人国347万0161円 控訴人都是397万0161円
エ	被控訴人■■■■らの相続	
	被控訴人■■■■	控訴人国173万5080円 控訴人都是198万5080円
	被控訴人■■■■、被控訴人■■■■	控訴人国86万7540円
	(一人当たり、以下同じ)	控訴人都是99万2540円
オ	被控訴人■■■■らの固有の慰謝料	
	被控訴人■■■■	100万0000円

被控訴人[]、被控訴人[] 50万0000円

カ 小計 被控訴人[] 控訴人国 273万5080円

控訴人都 298万5080円

被控訴人[]、被控訴人[] 控訴人国 136万7540円

控訴人都 149万2540円

5

キ 本件訴訟の弁護士費用

(ア) 被控訴人[] 控訴人国 27万0000円

控訴人都 30万0000円

(イ) 被控訴人[] 被控訴人[] 控訴人国 14万0000円

控訴人都 15万0000円

10

ク 小括 控訴人国 被控訴人[] 300万5080円

被控訴人[] 被控訴人[] 150万7540円

控訴人都 被控訴人[] 328万5080円

被控訴人[] 被控訴人[] 164万2540円

15

以上によれば、控訴人国は、被控訴人[]に対し、300万5080
円の損害賠償義務を、被控訴人[]及び被控訴人[]に対し、それぞれ1
50万7540円の損害賠償義務を負う。控訴人都は、被控訴人[]に
対し、328万5080円の損害賠償義務を、被控訴人[]及び被控訴人
[]に対し、それぞれ164万2540円の損害賠償義務を負う。

20

以 上